

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和3年6月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の取消しをした年月日

令和2年6月2日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

新居 一孝

二級建築士 香川県知事登録第2798号

3 免許の取消しの理由

死亡